

利根川下流部における洪水時の主な特徴

1. 洪水継続時間が長い → 破堤した場合に浸水時間が長くなる
2. 洪水による水位上昇速度が比較的遅い
3. 利根川流域の最下流端に位置するため、上流の状況により水位上昇等の判断がつく
4. 堤防が大きい → 破堤した場合に家屋が倒壊する範囲が大きくなる可能性がある
5. 氾濫ボリュームが大きい → 遠くの市町まで届く
6. 低平な地域で広範囲が浸水するため、広域避難(他の市町への避難等)が必要となる
7. 低平地を流れる → 利根川本川の水位が上昇すると、強制排水が必要となる
8. 下流部に無堤部がある → 水位が高くなると溢水による浸水被害が発生する
9. 河口部付近は、波浪や潮位の上昇の影響を受けやすい
10. 水防活動に多くの人員、設備等が必要である

利根川下流部の現状と取組状況

利根川下流部の被害状況等

【過去の主要な災害】

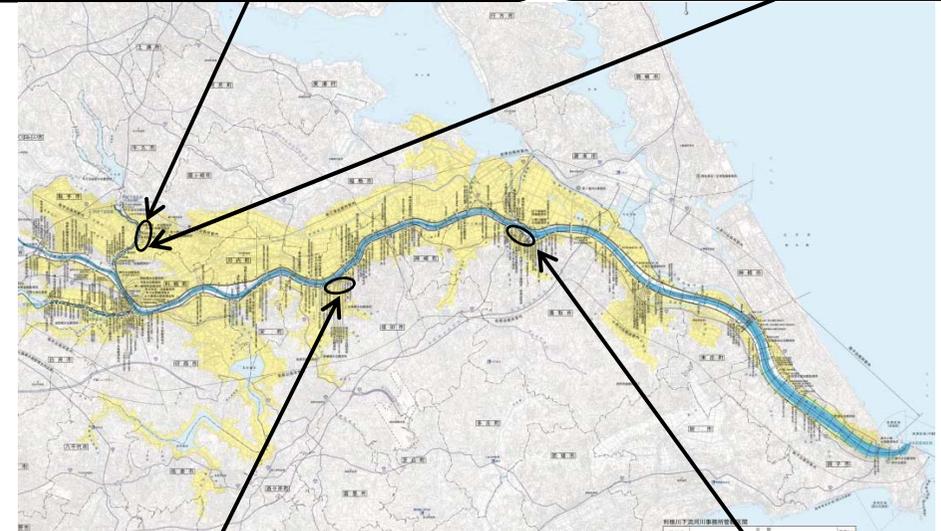
	発生年月日	ピーク水位	河川被害	一般災害
1	昭和10年9月 (台風10号)	YP+8.37m	破堤(小貝川/高須地先) L=221m	浸水区域: 龍ヶ崎市、利根町、河内村、新利根町、東村 床上浸水: 2,950戸 倒壊半壊戸数: 109
2	昭和16年7月 (台風)	YP+8.99m	破堤(小貝川/小通幸谷地先) L=500m	浸水区域: 龍ヶ崎市、利根町、河内村、新利根町、東村
3	昭和22年9月 (カスリーン台風)	YP+7.92m	堤防決壊(利根川/香取郡豊浦村富田地先 ほか) 3か所 2,650m 護岸決壊: 3,660m 水制流失: 810m	
4	昭和23年9月 (アイオン台風)	YP+8.42m		風害高潮による被害が相当あった。
5	昭和25年8月 (熱帯低気圧)	YP+8.64m	破堤(小貝川/藤代町大溜地先) L=225m	浸水区域: 茨城県取手市、藤代町 死者行方不明者: 3名 床上浸水: 5,326戸 倒壊半壊戸数: 1,874戸 床下浸水: 142戸
6	昭和56年8月 (台風15号)	YP+6.50m	破堤(小貝川/龍ヶ崎市川原代町砂波地先)	浸水区域: 茨城県取手市、藤代町 床上浸水: 1,643戸 床下浸水: 4,204戸
7	昭和57年9月 (台風18号)	YP+7.32m	河川被害 利根川本川: 15箇所 小貝川: 2箇所	浸水区域: 波崎町 床上浸水: 10戸 床下浸水: 134戸 浸水区域: 銚子市 床上浸水: 6戸 床下浸水: 207戸
8	平成10年9月 (台風5号)	YP+6.46m	河川被害 利根川本川: 6箇所 小貝川: 2箇所	浸水区域: 波崎町 床上浸水: 0戸 床下浸水: 10戸 浸水区域: 銚子市 床上浸水: 0戸 床下浸水: 8戸
9	平成13年9月 (台風15号)	YP+6.64m		浸水区域: 波崎町 床上浸水: 4戸 床下浸水: 38戸 浸水区域: 銚子市 床上浸水: 0戸 床下浸水: 19戸
10	平成14年7月 (台風6号)	YP+6.39m		浸水区域: 波崎町 床上浸水: 1戸 床下浸水: 4戸 浸水区域: 銚子市 床上浸水: 1戸 床下浸水: 8戸
11	平成19年9月 (台風9号)	YP+6.25m	河川被害 利根川本川: 7箇所 小貝川: 2箇所	浸水区域: 波崎町 床上浸水: 0戸 床下浸水: 2戸 浸水区域: 銚子市 床上浸水: 0戸 床下浸水: 4戸



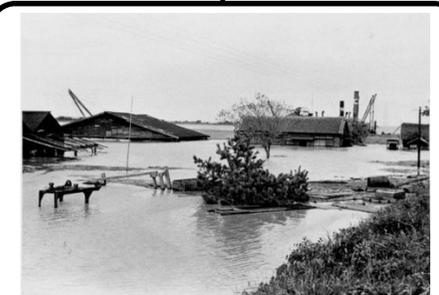
昭和56年8月
龍ヶ崎市 利根川水系小貝川堤防決壊



昭和16年7月
茨城県北相馬郡高須村小通幸谷地内



昭和57年9月
千葉県下総町尾羽根川排水機場

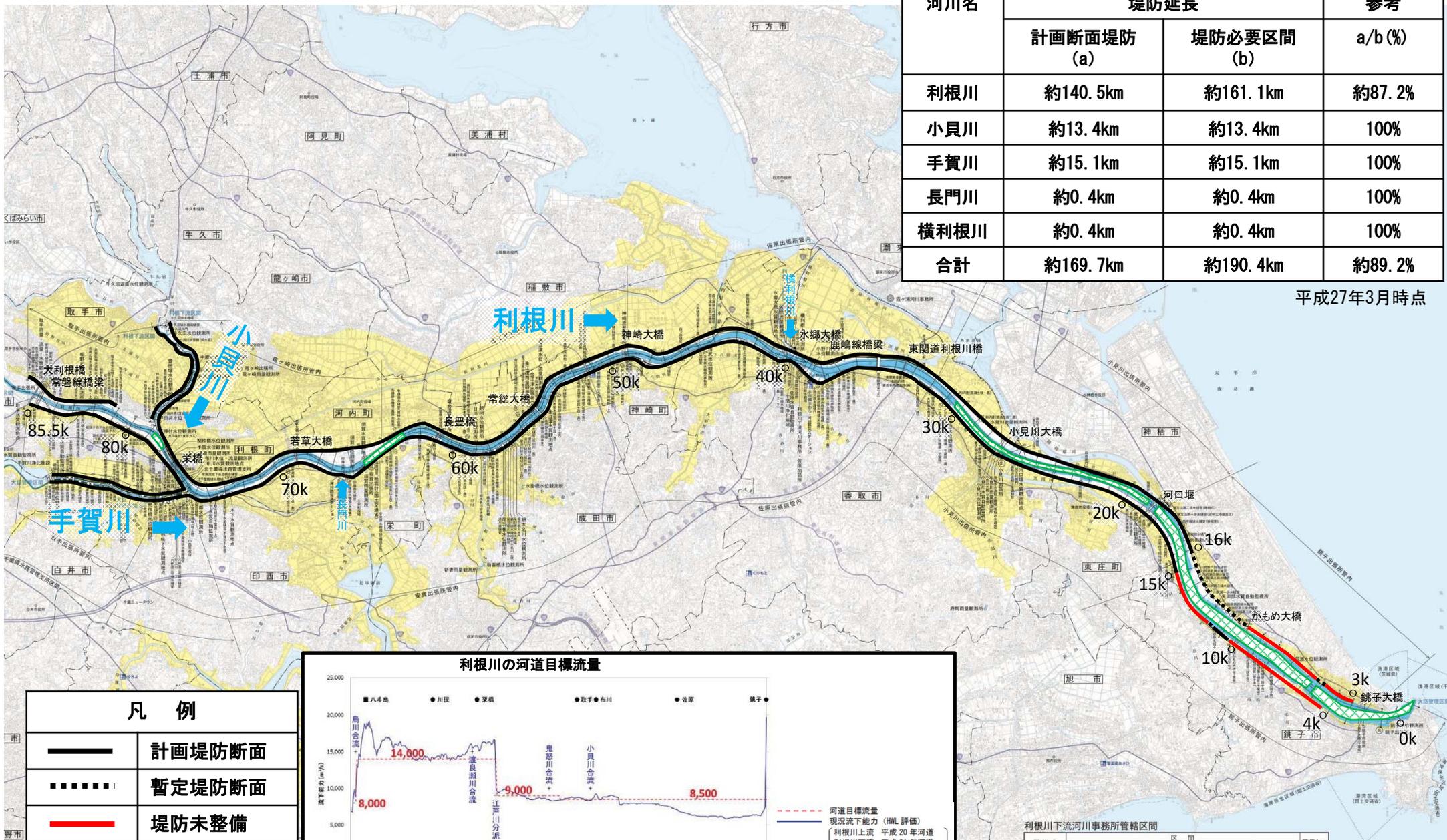


昭和23年9月
千葉県香取郡佐原町船戸地先

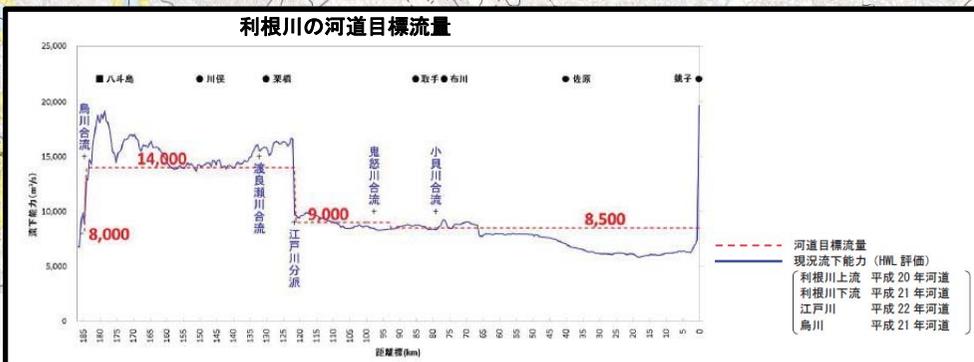
利根川下流部の堤防整備状況

河川名	堤防延長		参考 a/b (%)
	計画断面堤防 (a)	堤防必要区間 (b)	
利根川	約140.5km	約161.1km	約87.2%
小貝川	約13.4km	約13.4km	100%
手賀川	約15.1km	約15.1km	100%
長門川	約0.4km	約0.4km	100%
横利根川	約0.4km	約0.4km	100%
合計	約169.7km	約190.4km	約89.2%

平成27年3月時点



凡 例	
	計画堤防断面
	暫定堤防断面
	堤防未整備
	河道掘削等



利根川下流河川事務所管轄区間

利根川下流部の重要水防箇所（1 / 2）

現在の堤防の高さや幅、過去の漏水などの実績から、あらかじめ水防上特に注意を要する区間を定め、重要度に応じて重要水防箇所を指定している。

凡 例

- Aランク
(水防上最も重要な区間)
- Bランク
(水防上重要な区間)
- 要注意区間

堤防断面

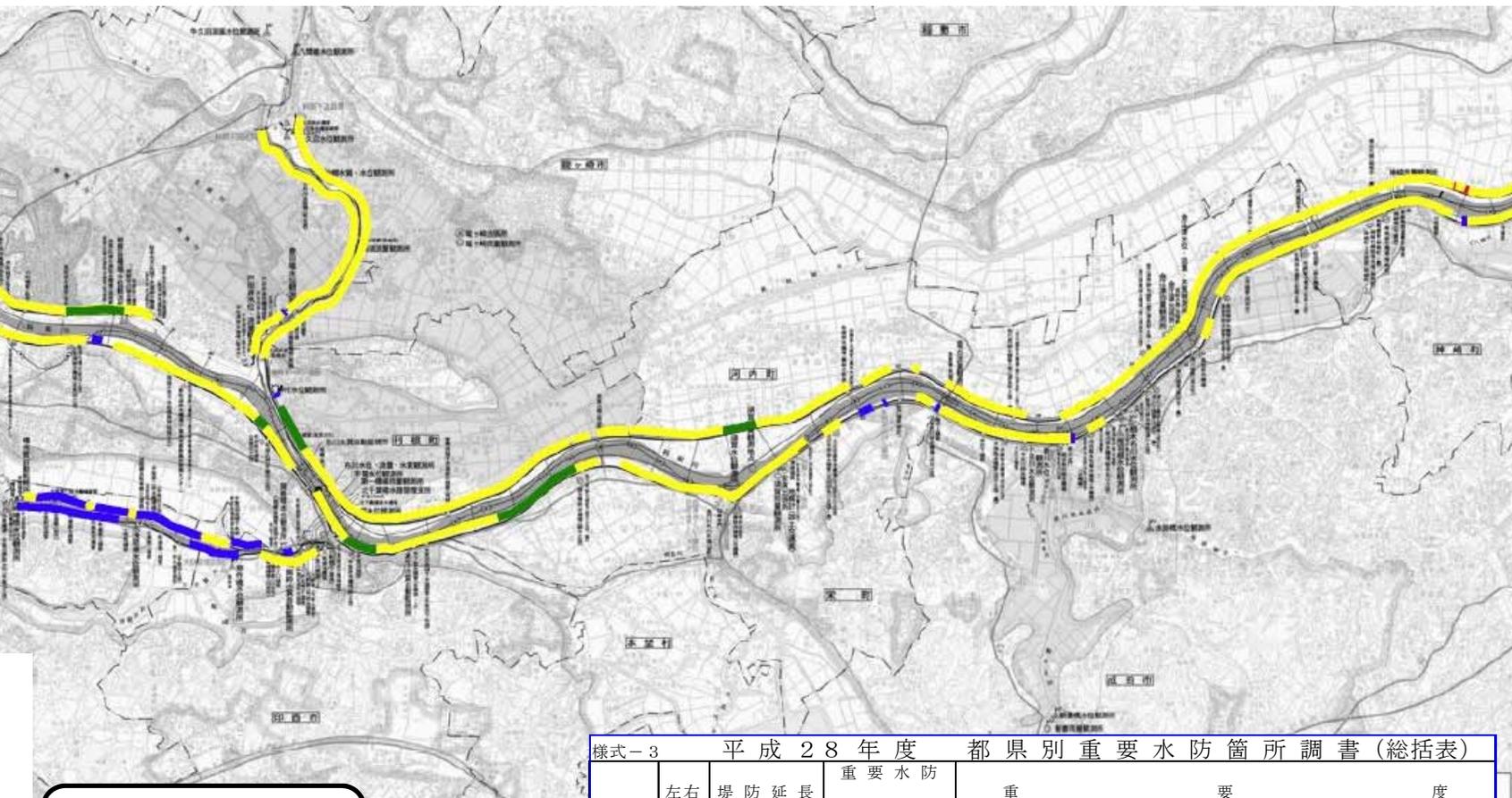
- Aランク: 計画断面堤防(標準的な堤防の断面形状)に対して、現況堤防の断面積や天端幅が半分に満たない箇所。
- Bランク: 計画断面堤防(標準的な堤防の断面形状)に対して、現況堤防の断面積や天端幅が不足しているが半分以上はある箇所。

堤防高(流下能力)

- Aランク: 現況の河道において計画規模の流量が流れた場合の水位が、堤防の高さや河道の流下能力が不足し、堤防の堤防高を越える箇所。
- Bランク: 現況の河道において計画規模の流量が流れた場合の水位と現況の堤防高の差が、計画断面堤防として必要な余裕高に満たない箇所。

法崩れ・すべり、漏水

- Aランク: 過去に法崩れ・すべりの実績や、漏水の履歴があり、その対策が未施工の箇所。
- Bランク: 過去に法崩れ・すべりの実績や、漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。
- また、すべり破壊に対する安全度が基準以下の箇所や、基礎地盤及び堤体の土質等からみて漏水が発生する恐れのある箇所、主要の対策が未施工の箇所。

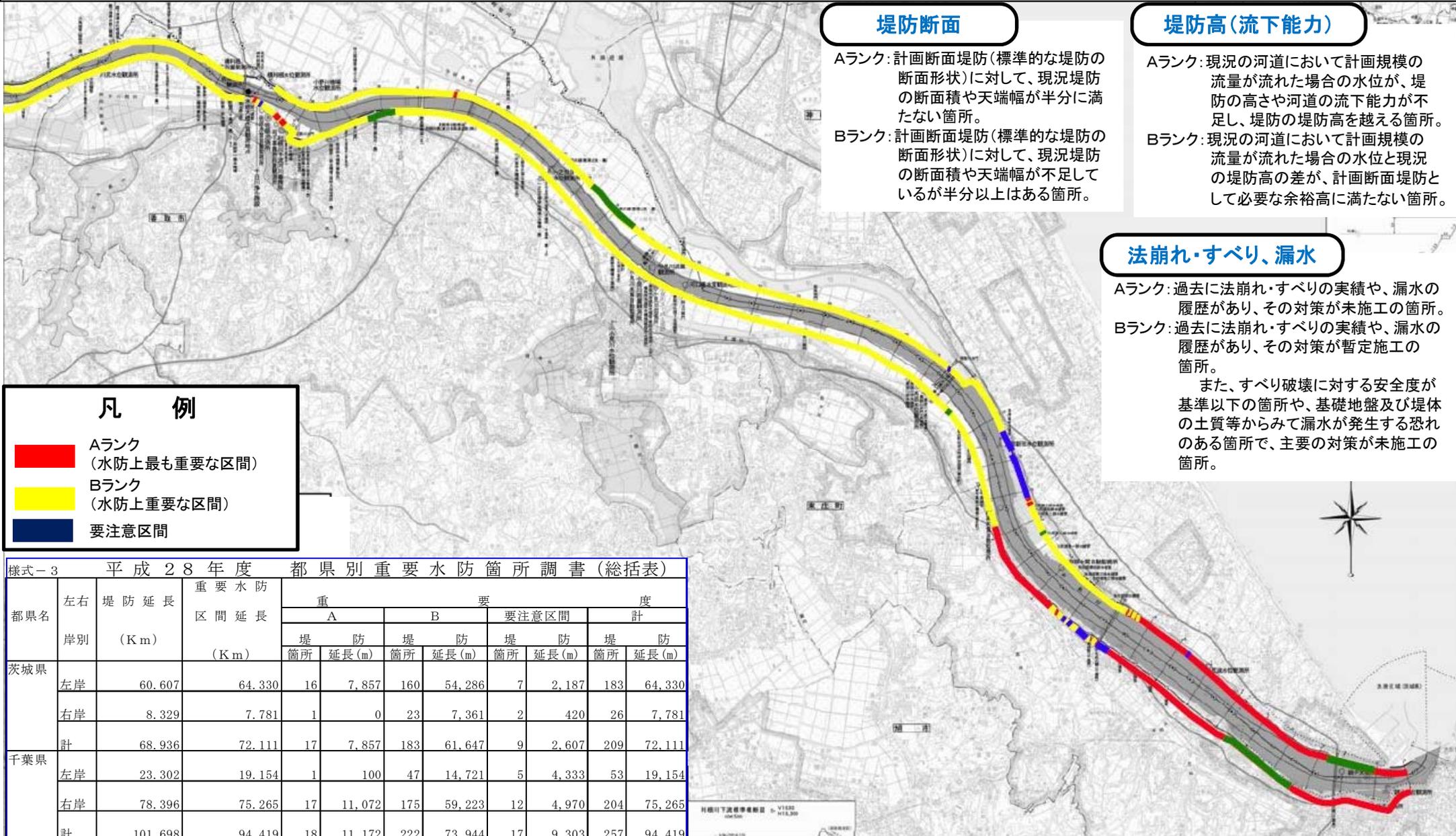


様式-3 平成28年度 都県別重要水防箇所調書(総括表)

都県名	左右岸別	堤防延長 (Km)	重要水防 区間延長 (Km)	重要水防箇所							
				A		B		要注意区間		計	
				堤防箇所	延長(m)	堤防箇所	延長(m)	堤防箇所	延長(m)	堤防箇所	延長(m)
茨城県	左岸	60.607	64.330	16	7,857	160	54,286	7	2,187	183	64,330
	右岸	8.329	7.781	1	0	23	7,361	2	420	26	7,781
	計	68.936	72.111	17	7,857	183	61,647	9	2,607	209	72,111
千葉県	左岸	23.302	19.154	1	100	47	14,721	5	4,333	53	19,154
	右岸	78.396	75.265	17	11,072	175	59,223	12	4,970	204	75,265
	計	101.698	94.419	18	11,172	222	73,944	17	9,303	257	94,419

利根川下流部の重要水防箇所

現在の堤防の高さや幅、過去の漏水などの実績から、あらかじめ水防上特に注意を要する区間を定め、重要度に応じて重要水防箇所を指定している。



堤防断面

- Aランク: 計画断面堤防(標準的な堤防の断面形状)に対して、現況堤防の断面積や天端幅が半分に満たない箇所。
- Bランク: 計画断面堤防(標準的な堤防の断面形状)に対して、現況堤防の断面積や天端幅が不足しているが半分以上はある箇所。

堤防高(流下能力)

- Aランク: 現況の河道において計画規模の流量が流れた場合の水位が、堤防の高さや河道の流下能力が不足し、堤防の堤防高を越える箇所。
- Bランク: 現況の河道において計画規模の流量が流れた場合の水位と現況の堤防高の差が、計画断面堤防として必要な余裕高に満たない箇所。

法崩れ・すべり、漏水

- Aランク: 過去に法崩れ・すべりの実績や、漏水の履歴があり、その対策が未施工の箇所。
 - Bランク: 過去に法崩れ・すべりの実績や、漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。
- また、すべり破壊に対する安全度が基準以下の箇所や、基礎地盤及び堤体の土質等からみて漏水が発生する恐れのある箇所、主要の対策が未施工の箇所。

凡 例

- Aランク (水防上最も重要な区間)
- Bランク (水防上重要な区間)
- 要注意区間

都県名	左右岸別	堤防延長 (Km)	重要水防区間延長 (Km)	重要度							
				A		B		要注意区間		計	
				堤防箇所	延長(m)	堤防箇所	延長(m)	堤防箇所	延長(m)	堤防箇所	延長(m)
茨城県	左岸	60.607	64.330	16	7,857	160	54,286	7	2,187	183	64,330
	右岸	8.329	7,781	1	0	23	7,361	2	420	26	7,781
	計	68.936	72.111	17	7,857	183	61,647	9	2,607	209	72.111
千葉県	左岸	23.302	19.154	1	100	47	14,721	5	4,333	53	19,154
	右岸	78.396	75.265	17	11,072	175	59,223	12	4,970	204	75,265
	計	101.698	94.419	18	11,172	222	73,944	17	9,303	257	94.419

避難を促す緊急行動

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism



Press Release

平成 27 年 10 月 5 日

水管理・国土保全局

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨を受けて 「避難を促す緊急行動」を実施します

この度の平成 27 年 9 月関東・東北豪雨により、全国各地において浸水被害等が発生しており、特に鬼怒川の堤防が決壊した茨城県常総市では、約 1 万 1 千棟が浸水するなど甚大な被害が生じました。

今回の水害を受け、

- ① 堤防決壊に伴う氾濫流による家屋の倒壊・流失
- ② 地方公共団体による避難判断、広域避難
- ③ 避難の遅れと長時間・広範囲の浸水による多数の孤立者の発生

の 3 点を対処すべき主な課題と捉え、全国の市町村長や堤防沿いにお住まいの住民の方々の不安や懸念に応えるための「避難を促す緊急行動」を実施することと致しましたので、お知らせいたします。

添付資料

- 【別紙 1】平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害を踏まえた主な課題
- 【別紙 2】平成 27 年 9 月関東・東北豪雨を受けて
「避難を促す緊急行動」
- 【別紙 3】「避難を促す緊急行動」の概要

<問い合わせ先>

国土交通省水管理・国土保全局河川計画課

河川事業調整官 林 正道 (内線 35302)

河川企画係長 三國谷 隆伸 (内線 35333)

TEL : (03) 5253-8111 (代表)

TEL : (03) 5253-8443 (直通) FAX : (03) 5253-1602

避難を促す緊急行動

1. 首長を支援する緊急行動

～市町村長が避難の時期・区域を
適切に判断するための支援～

【できるだけ早期に実施】

- トップセミナー等の開催
- 水害対応チェックリストの作成、周知
- 洪水に対しリスクが高い区間の共同点検、
住民への周知

【直ちに着手し、来年の出水期までに実施】

- 氾濫シミュレーションの公表
- 避難のためのタイムラインの整備
- 洪水予報文、伝達手法の改善
- 市町村へのリアルタイム情報の充実

2. 地域住民を支援する緊急行動

～地域住民が自らリスクを察知し
主体的に避難するための支援～

【できるだけ早期に実施】

- 洪水に対しリスクが高い区間の共同点検、
住民への周知(再掲)
- ハザードマップポータルサイトの周知と活用
促進

【直ちに着手し、来年の出水期までに実施】

- 家屋倒壊危険区域の公表
- 氾濫シミュレーションの公表(再掲)
- 地域住民の所在地に応じたリアルタイム情
報の充実

避難を促す緊急行動

トップセミナー

洪水予報やホットラインなど、出水時に河川管理者から提供される情報とその対応等について確認するため、管内の首長等に対してトップセミナーを実施。

自治体名	実施日
河内町、栄町、酒々井町	平成27年10月16日
龍ヶ崎市、利根町、白井市、四街道市	平成27年10月19日
我孫子市、成田市	平成27年10月20日
東庄町、銚子市	平成27年10月22日
神栖市、佐倉市	平成27年10月26日
取手市、印西市、神崎町、八千代市	平成27年10月29日
香取市	平成27年11月2日

共同点検

地方公共団体・自治会・住民と共に、流下能力が低い区間や過去に漏水があった箇所など洪水に対しリスクが高い区間の共同点検を実施。

水防事務組合	実施日	一般参加者数
利根川水系県南水防事務組合 (取手市、龍ヶ崎市、他3市)	H28.1.18 茨城県竜ヶ崎工事事務所、 取手市消防本部、 取手市消防団も参加	7
稲敷地方広域市町村圏事務組合 (龍ヶ崎市、利根町、河内町、稲敷市、他1市)	H27.12.24 茨城県竜ヶ崎工事事務所、 稲敷地方広域市町村圏事務組合 も参加	10
印旛利根川水防事務組合 (印西市、栄町、成田市他4市)	H28.1.27 千葉県印旛土木事務所、 成田土木事務所、 印旛利根川水防事務組合も参加	8
香取広域市町村圏事務組合 (神崎町、香取市、東庄町、他1町)	H27.11.16 千葉県香取土木事務所、 香取広域市町村圏事務組合も参加	8
銚子市	H28.2.9 銚子市	5



取手市での共同点検実施状況



利根町での共同点検実施状況



香取市での共同点検実施状況

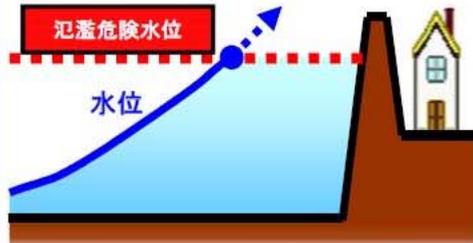
避難を促す緊急行動

水害対応チェックリストの作成、周知

出水時に河川管理者から提供される情報に対し、各地方公共団体が行うべき事項を整理した水害対応チェックリストを作成、周知

○気象・水象情報

氾濫危険水位到達！



○河川事務所からの情報提供

氾濫危険情報発表！

<p>〇〇川 はん濫危険情報</p> <p>〇〇川では、はん濫危険水位（レベル4）に到達 はん濫のおそれあり</p> <p>（注 文）</p> <p>〇〇川の〇〇水位観測所（〇〇番〇〇市〇〇）では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、はん濫危険水位（レベル4）に到達しました。川沿いの〇〇市、〇〇市、〇〇町のうち、優先的無いため、または堤防の低い箇所などでははん濫するおそれがありますので、各自安全確保を図るとともに、市町村からの避難情報に注意して下さい。</p>	
〇〇水位観測所	〇〇番〇〇市 〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番
△△水位観測所	△△番△△市 △△番、〇〇番、〇〇番、〇〇番
□□水位観測所	□□番□□市 □□番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番

【チェックリストによる確認】



地方公共団体(市区町村) ※イメージ

【チェックリストの一部(イメージ)】

気象・水象	国交省河川事務所からの情報	市町村の対応	チェック欄
<p>〇〇水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達した場合や到達するおそれがある場合</p> <p>【〇〇水位観測所(水位〇〇m)】</p>	<p>洪水予報(氾濫危険情報)</p> <p>※〇〇部〇〇課にメール、FAXにより送付</p>	<p>防災体制をさらに強化する(第四次防災体制)</p> <p>- 予め定めた防災対応の全職員が体制に入る</p>	
		<p>要配慮者施設、地下街、大規模事業者に洪水予報(氾濫危険情報)を伝達する</p> <p>避難勧告又は避難指示を発令する (必要に応じ、ホットライン等により河川事務所へ対象地域を確認する)</p>	
		<p>必要に応じ、河川事務所長へ助言を要請する</p> <p>リエゾンを通じ、河川事務所に災害対策機械の派遣などの支援を要請する</p>	
	<p>水防警報(状況)</p> <p>※〇〇部〇〇課にメール、FAXにより送付</p>	<p>水防団の活動状況を確認し、必要に応じ都道府県へ自衛隊の派遣を要請する。また、水防団に対し必要に応じ安全な場所に退避を指示する</p>	

避難を促す緊急行動

避難を促す緊急行動(平成27年10月)

・平成28年度出水前までを目標とした取組

【実施済み】

- 洪水予報文、伝達手法の改善 ⇒ 国土交通本省にて改善済み
- 市町村リアルタイム情報の充実 ⇒ 国土交通本省にて改善済み
- 地域住民の所在地に応じたリアルタイム情報の充実 ⇒ 国土交通本省にて改善済み
- ハザードマップポータルサイトの周知と活用 ⇒ 事務所より各市町へ依頼済み

【作業中】

- 浸水想定区域(改訂版)の公表 ⇒ 作業中(作成後、各市町に照会予定)
- 家屋倒壊危険区域の公表 ⇒ 作業中(作成後、各市町に照会予定)
- 避難のためのタイムラインの整備 ⇒ 各市町との作成中

過去の水害事例と教訓

危機管理業務を行う建物等の浸水

過去の水害

- 本庁舎が浸水。浸水後まもなく停電。
- 非常用発電機も水没して機能しなかった。

本庁舎ではフェニックス防災システムが2階、河川監視警報システム端末と非常時専用電話が1階に配置されていたが、1階が浸水したことによって、河川監視警報システム端末や非常時専用電話回線を始め、各種OA機器が水没し、使用不能となった。また、停電したことで、水没を免れた兵庫県衛星通信ネットワークシステム、電話交換機、FAX、コピー機、インターネットサーバー等も使用不能となった。

本庁舎では浸水後間もなく停電した。フェニックス防災システム用の非常用発電機もCATV用の非常用発電機も水没し機能しなかった。

このため、水没を免れた隣接の体育館からコードリールによって応急的に電源を引き入れることで、FAX兼コピー機、事務所内の一部電灯、電話交換機を復旧するための最低限の電力を確保した。



(佐用町台風第9号災害検証委員会「台風第9号災害検証報告書」より)

教訓

- 水害時の災害対策本部等の機能を確保するため、電力、通信機能等の最低限の機能が確保される必要がある。
- 庁舎が洪水時に浸水するか、浸水する場合は非常用発電機等は上層階等の浸水しない場所に置かれているかを確認し、必要に応じ浸水対策を実施しておく必要がある。

水防資機材の備蓄

過去の水害

○ 市内各地から土のうの要請が入り、備えていた土のうが不足。

○状況

市役所200 袋備蓄、消防署200 袋備蓄、
市職員、可児市建設業協同組合で
1,500 袋作成

○経過

16:15 土のう要請
17:20 消防署に土のう配備要請
17:30 兼山にて消防団土のう対応
18:30 土のうが足りなくなり、作り始める

○検証問題点

- ・土のう作成、運搬に多くの人員が割かれた。
- ・例年の台風に対応できる程度の土のう(200袋)を用意していたが、はるかに上回る要請があった。



(可児市「7.15集中豪雨災害検証報告書」より)

教訓

○ 水害時に必要となる水防資機材についてはあらかじめ必要な量を想定し準備しておく他、家庭や事業所等の自衛水防のための資器材については各主体に備蓄を推奨することが必要である。

○ 水防用の資機材は十分に備蓄されているかを確認する必要がある。

災害時の通信手段の確保

過去の水害

- 災害対策本部への電話は、全て市役所代表番号から。



- 電話が集中し、話中の状態。緊急情報等の連絡に支障をきたした。

(宇治市「平成24年8月13日・14日京都府南部地域豪雨にかかる災害対応及び災害復旧計画について」より)

職員の参集

過去の水害

- 「連絡網が自宅になく、連絡をとるのが遅れた」「携帯電話を枕元においていない」「連絡網が複線化されておらず、伝達に時間がかかった」等で情報伝達がうまくいかないところがあった。

(草津市「平成25年台風18号豪雨災害 災害対応の総括・検証報告書」より)

教訓

- 緊急連絡等重要な伝達に支障が生じないよう、電話回線の分離や別の通信手段の確保等により、確実に効率的な伝達手段を確保することが望ましい。
- 災害時の危機管理のために専用で使える通信手段を確保する必要がある。

教訓

- 休日や夜間等における急な天候な変化や水害の発生等に対しても、必要な人員が参集できるよう連絡手段を含めたルールを作成するとともに、各職員に対して周知・徹底される必要がある。
- 職員の参集ルールや連絡網・連絡方法が作成され、職員に対して周知する必要がある。

広報・マスコミとの連携

過去の水害

- 市町村において、未明から明け方にかけては、救出・救助活動等の災害対応のあわただしさから、住民に対する注意喚起のための気象情報の伝達が適時に行われなかったケースがあった。

(熊本県知事公室危機管理防災課「熊本広域大水害の災害対応に係る検証」より)

避難勧告等の発令

過去の水害

- 避難勧告等発令基準が明確でなく意志決定に時間を要したため、避難勧告等の発令が迅速かつ的確に行われなかった。

(7.13新潟豪雨災害・中越大震災検証委員会「7.13新潟豪雨災害・中越大震災検証委員会検証レポート」より)

教訓

- 情報収集や現場対応に忙殺される中で情報発信が後手に回る場合が多いため、広報について責任者や担当部署を設けることにより、業務の確固たる位置づけを行う必要がある。
- 広報に関する責任者が決められているか、広報の内容、タイミング等ルールが決められているかを確認する必要がある。

教訓

- 主観的な判断で、災害の推移を見ながら適切なタイミングで避難勧告等をするのは容易でないため、事前に様々な想定を踏まえ河川水位等客観的な基準を決めておく必要がある。
- 避難勧告や避難指示の発令等の客観的な基準が準備されているかを確認する必要がある。

鬼怒川・小貝川の事例

減災のための目標(案)について

今回の水害での主な特徴

①多くの住宅地を含む広範囲が長期間にわたり浸水

- 常総市の約1/3の面積に相当する約40km²が浸水し、常総市役所も孤立
- 宅地及び公共施設等の浸水が概ね解消するまでに10日を要した

②堤防決壊にともなう氾濫流により、多くの家屋が倒壊・流失

- 常総市三坂町地先(左岸21k付近)で、堤防が約200m決壊
- 決壊箇所周辺では、氾濫流により多くの家屋が倒壊・流失

③避難勧告等の発令が遅れたこと

④近年の洪水では類を見ないほどの多数の孤立者が発生

- 約4,300人が自衛隊等のヘリコプターやボートにより救助

⑤隣接する市に避難したこと

- 常総市では、隣接市に避難場所の開設を依頼し、これら市外の避難場所に避難者の半数以上が避難
- ピーク時には、35市町村の避難所299箇所に、10,390人が避難

⑥必ずしも十分な土のう積み等の水防活動ができなかった

- 急激な水位の上昇の中、消防団は避難誘導活動に手を取られていた

減災のための目標(案)

■5年間で達成すべき目標

鬼怒川・小貝川の大規模水害に対し、「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を目指す

※大規模水害……想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水氾濫による被害

※逃げ遅れ……立ち退き避難が必要なエリアからの避難が遅れ孤立した状態

※社会経済被害の最小化……大規模水害による社会経済被害を軽減し、早期に再開できる状態

■上記目標達成に向けた3本柱の取組

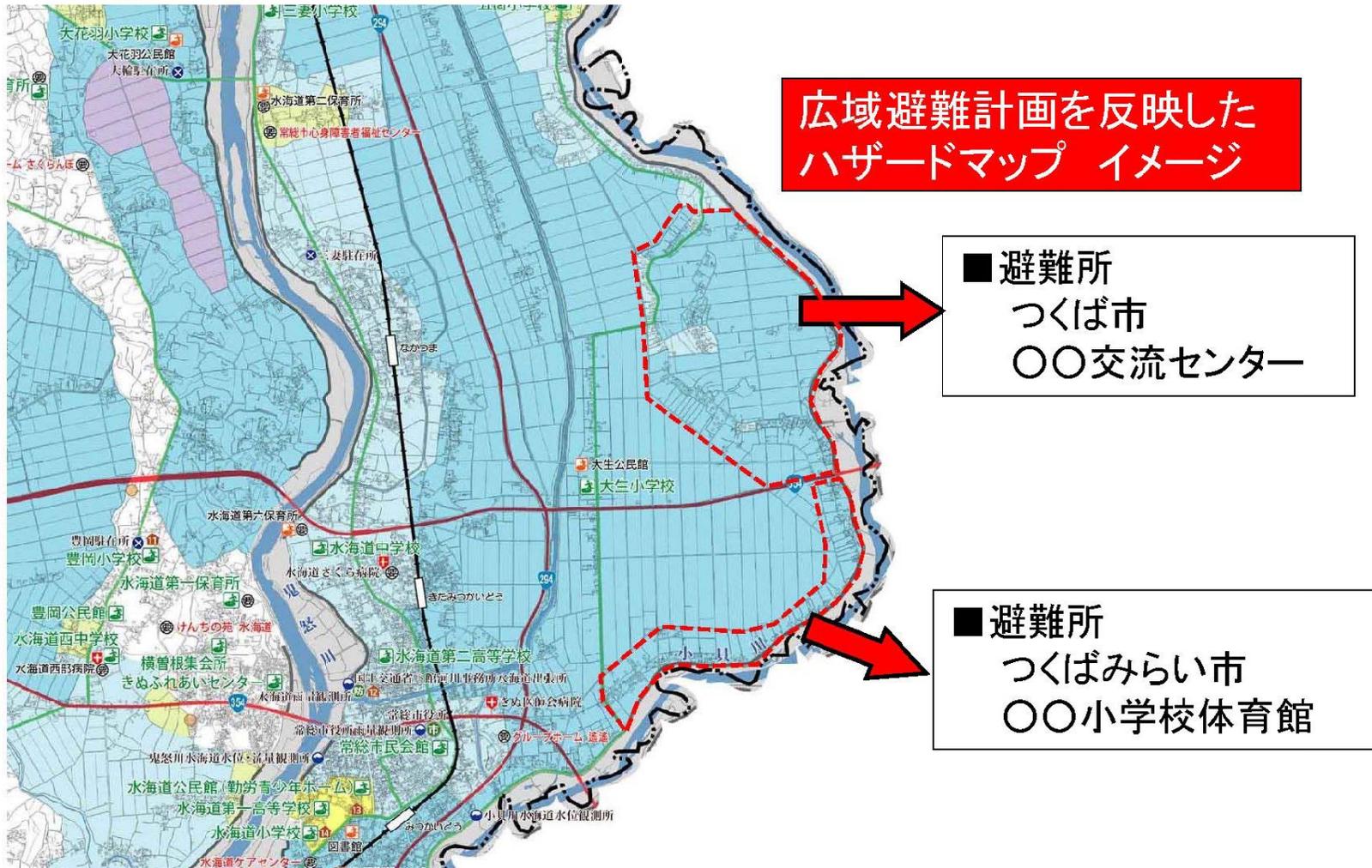
鬼怒川緊急対策プロジェクトとして、鬼怒川や八間堀川において再度災害防止を目的として河川管理者が実施する堤防整備等の洪水を河川内で安全に流す対策に加え、鬼怒川や小貝川において以下の取組を実施。

1. 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組
2. 洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組
3. 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取組

避難行動のための取組事例①

■情報伝達、避難計画等に関する事項

- ・広域避難計画やタイムラインの作成、まるごとまちごとHMなど



避難行動のための取組事例②

- 平時から住民等への周知・教育・訓練に関する事項
 - ・ 小中学生を対象とした水防災教育の実施 など



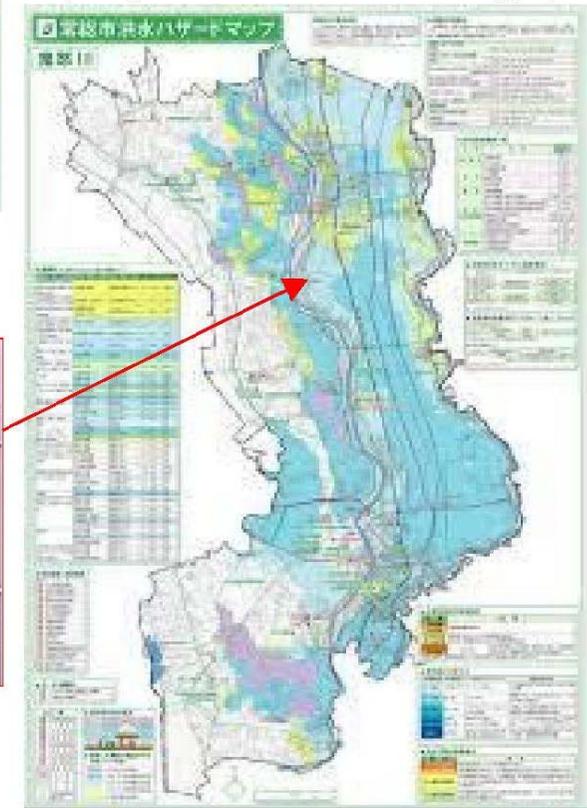
水防活動の体験

水防災教室の開催



まるとまちごと
ハザードマップの設置

想定最大降雨による
洪水ハザードマップの作成



避難行動のための取組事例③

■円滑かつ迅速な避難に資する施設整備に関する事項

- ・監視カメラの増設、PC・スマートフォンなどでの画像配信 など



監視用カメラの増設

市町村概況図
都道府県・市町村メニュー
地方・水系メニュー
レーダ雨量 [mm/h]
河川の水位
水防警報
カメラ画像
現況カメラ
2015-07-30 19:14:30
荒川6.4右 平井大橋上流

画像閲覧機能の追加

川の防災情報
このホームページでわかること
市町村概況
北陸 > 新潟県 > 新潟市の概況
現況カメラ
萬代橋

スマートフォンでも画像配信

水防活動の取組事例①

■ 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項

- ・ 水害リスクの高い箇所の共同点検や新技術を活用した水防活動など



水防団、住民との共同点検を実施

新技術を活用
した水防活動



水防活動の取組事例②

■ 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項

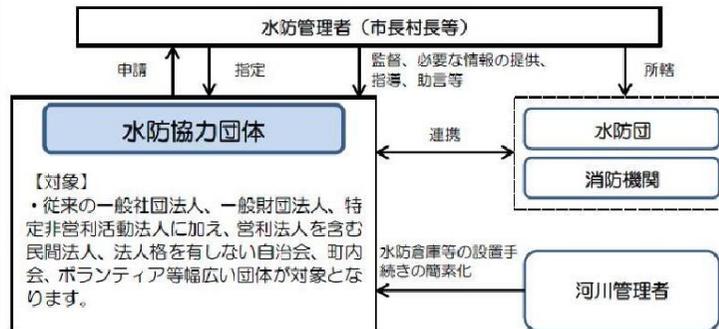
- ・ 水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定の促進 など

水防協力団体を募集しています。

水防法第36条にて規定されている「水防協力団体」を募集しています。下記について、岐阜市の水防活動にご協力いただける各種団体様、また水防協力団体に関する疑問・質問等がありましたら、下記までご連絡くださいますようお願いいたします。

水防協力団体とは？

水防管理者によって指定された各種関係団体が水防団と連携し、水防活動を行う制度。平成17年度の水防法改正により策定され、平成25年度水防法改正により対象範囲、業務が拡大されました。



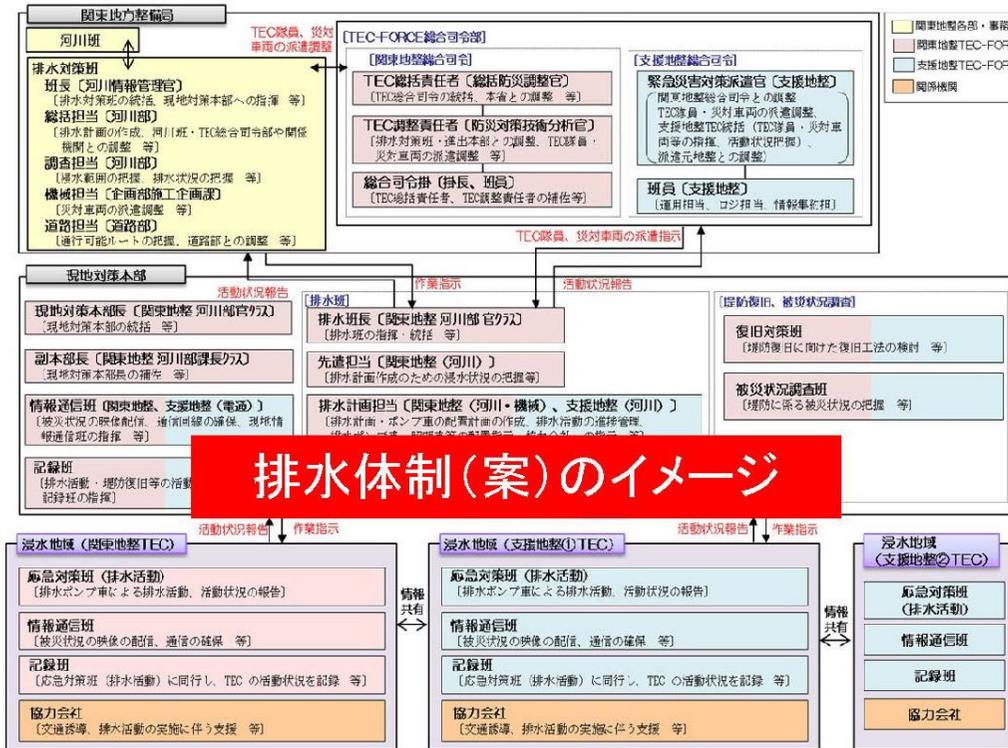
対象範囲及び想定業務内容

対象団体（例）	想定業務内容
建設会社等	水防資器材の提供、巡視、大型土のう作成・運搬等
大型販売店・食品メーカー等	水防資材の提供、支援物資の提供・運搬等
コミュニティFM	災害情報の放送（住民への呼びかけ）、PR等
新聞社	水防活動の資料収集・提供、PR等
大学等	訓練の指導・評価、実効的な水防計画等の検討等
NPO・ボランティア団体	避難所運営支援等
自治会・自主防災組織・婦人会	自治会単位での避難計画作成、自治会と連携した避難所運営計画作成、住民避難誘導、避難所運営、炊き出し等

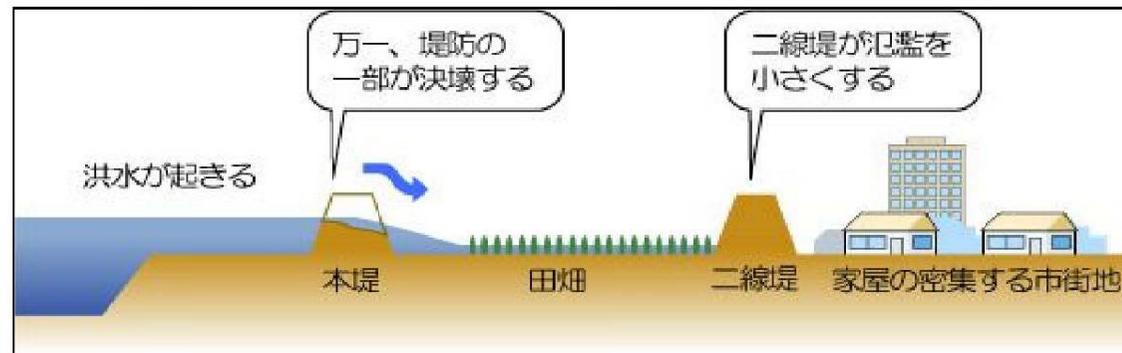


排水活動の取組事例

- ・排水計画(案)の作成、排水訓練の実施,二線堤防の整備 など



道路整備と合わせた二線堤防の整備



減災対策協議会において実施する事項

I. 現状の水害リスク情報や取組状況の共有

- 1) 情報伝達、避難計画等に関する事項
- 2) 水防に関する事項
- 3) 氾濫水の排水、施設運用等に関する事項
- 4) 河川管理施設の整備に関する事項

II. 地域の取組方針の作成

1. 現状の取組状況

2. 減災のための目標

3. 取組内容 1) 円滑かつ迅速な避難のための取組

- ① 情報伝達、避難計画等に関する事項
- ② 平時から住民等への周知・教育・訓練に関する事項
- ③ 円滑かつ迅速な避難に資する施設整備に関する事項

2) 的確な水防活動のための取組

- ① 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項
- ② 市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項

3) 氾濫水の排水、施設運用等に関する取組



【協議会メンバーへの調査】

① 目標の設定

② 取組状況の確認

③ 取組内容の調整

III. フォローアップ